香川県鳥獣保護区等位置図

（令和８年度）

◎狩猟者は、次の義務を順守してください。

1 出猟に際しては、必ず、狩猟者登録証を携帯し、狩猟者記章を胸部又は帽子につけること。また、第1種銃猟及び第2種銃猟の狩猟者は、猟銃・空気銃の所持許可証を携帯すること。

2 土地所有者等から請求があったときは、狩猟者登録証を提示すること。

3 立ち入り検査の権限のある職員が、狩猟者の所持する鳥獣等を検査する場合はこれに応じること。

4 狩猟者登録証は、その裏面に捕獲した鳥獣の正確な種類別員数、捕獲の場所（この位置図に記載されているメッシュ番号）を記入し、狩猟期間が終わった日から30日以内に返納すること。

5 狩猟者登録証、狩猟免状の住所又は氏名を変更したとき、また、狩猟者登録証、狩猟者記章、狩猟免状を亡失したときは、遅滞なく県に届け出ること。

6 網猟及びわな猟登録者の猟具には、使用する猟具ごとに1字の大きさが縦横１cm以上の文字で住所、氏名並びに狩猟者登録証の県知事名、年度及び番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識をつけること。

◎安全に狩猟をするために、次のことを守りましょう。

狩猟事故の防止

1 使用前に銃を点検し、機能の正常なものを使用すること。
2 みだりに他人の銃を手にしたり、自分の銃を他人にさわらせないこと。
3 酒気を帯びて銃を手にしないこと。
4 発砲の必要性のおこる直前まで装填しないこと。
5 安全装置をかけたからといって安心したり、過信しないこと。
6 銃口への異物の侵入に注意すること。
7 水平撃ちをさけること。
8 つかれたときは猟を中止すること。

狩猟道徳の向上

1 農耕地や造林地に踏み込んで、作物や林木に被害を与えないこと。
2 地域の住民に無用の不安を与えたり、不快感を与えるような行為は厳につつしむこと。
3 他人が狙っている獲物には銃口を向けないこと。
4 鳥獣保護区や休猟区等の制札を大切にすること。
5 半矢にした獲物は追跡して必ず回収すること。
6 山火事を起こさないように、たき火やタバコに注意すること。

（参考）

年　月　日	日の出	日の入
令和８年　11月15日	6：36	17：00
12月 1日	6：51	16：54
令和９年　1月 1日	7：10	17：04

なお、狩猟当日の日の出、日の入時刻は、新聞等で調べること。

凡例	
（青線）	高速自動車道 有料道路
（赤線）	一般国道
（緑線）	主要地方道
（橙線）	一般県道

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。区域が明確に判断できないときは、必ず標識（制札）を確認するとともに、狩猟関係の職員、地元の狩猟者又は住民にたずねて、誤りのないように狩猟してください。

狩猟に関する問い合わせ及び
狩猟者登録証の返納は
香川県みどり保全課
鳥獣対策・野生生物グループまで
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10
TEL(087)832-3212(直通)

国有林野で狩猟する場合には、
前もって入林届を提出してください。

問い合わせ先
四国森林管理局香川森林管理事務所
〒761-8064 香川県高松市上之町2-8-26
TEL(087)866-6622

凡例	番号
鳥獣保護区（特別保護地区）	①～㉕
特定猟具使用禁止区域	①～59
指定猟法禁止区域	①
休猟区	／
ニホンジカ捕獲禁止区域	①
国有林及び官行造林	
！ 発砲危険（狩猟事故のおそれあり）	
山 香川森林管理事務所	

◎標識をつけた鳥の捕獲等報告について

渡り鳥等の生態調査をするために、世界各国で鳥に足輪をつけて放しています。

このような標識をつけた鳥を捕獲等したときは、報告事項（鳥の種類、標識の文字・番号、年月日、場所、そのときの状況等）を記載したものに、足環を添えて、香川県みどり保全課まで報告してください。

鳥獣保護区等一覧表

（1）鳥獣保護区

番号	名称	所在地	期限	面積(ha)	特別保護地区の面積(ha)
①	鷹の山 鳥獣保護区（県設）	高松市	16.11.14	265	
②	石清尾 〃（〃）	高松市	15.11.14	124	
③	金刀比羅宮社有林大麻山 〃（〃）	善通寺市	17.11.14	193	193
④	金刀比羅宮境内林象頭山 〃（〃）	仲多度郡琴平町	10.11.14	145	145
⑤	金刀比羅宮社有林南山 〃（〃）	仲多度郡琴平町	10.11.14	46	
⑥	善通寺 〃（〃）	善通寺市	15.11.14	223	
⑦	三豊海岸 〃（〃）	観音寺市	15.11.14	1,334	
⑧	青の山 〃（〃）	丸亀市、綾歌郡宇多津町	14.11.14	300	
⑨	五色台 〃（〃）	高松市、坂出市	16.11.14	3,145	
⑩	藤尾山 〃（〃）	高松市	14.11.14	68	
⑪	公渕 〃（〃）	高松市、木田郡三木町	11.11.14	329	
⑫	寒霞渓 〃（〃）	小豆郡土庄町、小豆島町	12.11.14	510	
⑬	大窪寺 〃（〃）	さぬき市、東かがわ市	17.11.14	265	44
⑭	弥勒（みろく） 鳥獣保護区（県設）	さぬき市	18.11.14	53	
⑮	真名屋敷 〃（〃）	高松市	9.11.14	86	
⑯	田村池 〃（〃）	丸亀市	11.11.14	24	
⑰	屋島 〃（〃）	高松市	11.11.14	818	
⑱	満濃池 〃（〃）	仲多度郡まんのう町	12.11.14	321	
⑲	銚子渓 〃（〃）	小豆郡土庄町、小豆島町	14.11.14	81	
⑳	丸井 〃（〃）	観音寺市	15.11.14	56	
㉑	山大寺池・太古の森 〃（〃）	木田郡三木町	10.11.14	20	
㉒	大川山 〃（〃）	仲多度郡まんのう町	12.11.14	200	
㉓	八栗 〃（〃）	高松市	13.11.14	15	
㉔	内場池 〃（〃）	高松市	17.11.14	60	
㉕	紫雲出山（しうでやま） 〃（〃）	三豊市	9.11.14	646	

（2）特定猟具使用禁止区域

番号	名称	所在地	期限	面積(ha)
①	小豆島ゴルフ場 特定猟具使用禁止区域（銃）	小豆郡小豆島町	13.11.14	93
②	大部 〃（〃）	小豆郡土庄町、小豆島町	10.11.14	118
③	沖ノ鼻 〃（〃）	小豆郡小豆島町	12.11.14	110
④	皇踏山 〃（〃）	小豆郡土庄町	10.11.14	51
⑤	高見山 〃（〃）	小豆郡土庄町	12.11.14	135
⑥	迯田 〃（〃）	東かがわ市	9.11.14	96
⑦	とらまる 〃（〃）	東かがわ市	11.11.14	105
⑧	小田 〃（〃）	さぬき市	9.11.14	550
⑨	大串自然公園 〃（〃）	さぬき市	11.11.14	90
⑩	雨滝山 〃（〃）	さぬき市	9.11.14	229
⑪	天王 〃（〃）	さぬき市	13.11.14	293
⑫	尽誠 〃（〃）	さぬき市	10.11.14	22
⑬	白山 〃（〃）	木田郡三木町	13.11.14	98
⑭	鞍谷 〃（〃）	高松市	10.11.14	85
⑮	八栗山 〃（〃）	高松市	12.11.14	130
⑯	高松屋島 〃（〃）	高松市	永年	308
⑰	丸山 〃（〃）	高松市	10.11.14	26
⑱	御殿山 〃（〃）	高松市	10.11.14	41
⑲	高松 〃（〃）	高松市、木田郡三木町	13.11.14	10,727
⑳	平池 〃（〃）	高松市	13.11.14	30
㉑	浅野 〃（〃）	高松市	12.11.14	325
㉒	小田池 〃（〃）	高松市	12.11.14	76
㉓	香南台地 〃（〃）	高松市、綾歌郡綾川町	10.11.14	1,140
㉔	細井 〃（〃）	高松市	11.11.14	38
㉕	大平パイロット地区 〃（〃）	高松市	10.11.14	113
㉖	如意輪寺 〃（〃）	高松市	13.11.14	127
㉗	六ツ目山 〃（〃）	高松市	9.11.14	35
㉘	下福家 〃（〃）	高松市	11.11.14	50
㉙	橘池 〃（〃）	高松市	11.11.14	87
㉚	木沢 〃（〃）	坂出市	13.11.14	26
㉛	十三塚・隠谷 〃（〃）	高松市	12.11.14	53
㉜	府中 〃（〃）	坂出市、綾歌郡綾川町	12.11.14	811
㉝	鞍掛 〃（〃）	綾歌郡綾川町	13.11.14	691
㉞	山田下 〃（〃）	綾歌郡綾川町	9.11.14	55
㉟	長柄 〃（〃）	綾歌郡綾川町	11.11.14	273
㊱	満濃ゴルフ場 〃（〃）	仲多度郡まんのう町	13.11.14	211
㊲	中通 特定猟具使用禁止区域（銃）	綾歌郡綾川町、仲多度郡まんのう町	9.11.14	490
㊳	土器川・内田 〃（〃）	仲多度郡まんのう町	12.11.14	573
㊴	満濃池 〃（〃）	仲多度郡まんのう町	12.11.14	350
㊵	楠見池 〃（〃）	丸亀市	13.11.14	52
㊶	丸亀・坂出 〃（〃）	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡まんのう町	10.11.14	5,064
㊷	天神・国吉 〃（〃）	丸亀市	9.11.14	6
㊸	多度津 〃（〃）	仲多度郡多度津町	9.11.14	1,405
㊹	宮池 〃（〃）	善通寺市	12.11.14	6
㊺	金倉川 〃（〃）	善通寺市、仲多度郡琴平町	10.11.14	26
㊻	村上池 〃（〃）	善通寺市	12.11.14	36
㊼	栗野池 〃（〃）	善通寺市	10.11.14	8
㊽	鶴ヶ峰・大麻山北部 〃（〃）	善通寺市	11.11.14	165
㊾	大麻山 〃（〃）	三豊市、仲多度郡琴平町、まんのう町	9.11.14	720
㊿	朝日山 〃（〃）	三豊市	9.11.14	150
(51)	香川用水調整池 〃（〃）	三豊市	12.11.14	218
(52)	詫間港 〃（〃）	三豊市	12.11.14	463
(53)	国市池 〃（〃）	三豊市	12.11.14	220
(54)	財田川 〃（〃）	観音寺市、三豊市	11.11.14	195
(55)	池之尻 〃（〃）	観音寺市	12.11.14	167
(56)	仁池 〃（〃）	観音寺市	10.11.14	91
(57)	塩井池・双子池 〃（〃）	観音寺市	13.11.14	76
(58)	大谷池・井関池 〃（〃）	観音寺市	12.11.14	160
(59)	土井之池 〃（〃）	観音寺市	11.11.14	9

（3）指定猟法禁止区域（この区域においては、鉛製の散弾の使用は禁止しています。）

番号	名称	所在地	期限	面積(ha)
①	新池 指定猟法禁止区域	高松市		42

（4）捕獲禁止区域

番号	名称	所在地	期限	面積(ha)
①	ニホンジカ捕獲禁止区域	小豆郡一円	9.3.31	

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）、数値地図 25000（空間データ基盤）、基盤地図情報（縮尺レベル 25000）を使用した。（承認番号 平21四使、第30号）」

この地図の使用及び保管に際しては、長時間直射日光が当たる場所や湿度の高い場所に放置すると、印字又は色が変化する場合がありますので注意してください。

禁複製転載